

税務職員をかたる不審な電話にご注意!!

市役所や税務機関の職員を装い、電話で家族構成などの個人情報を聞き出そうとする事例が発生しています。詐欺などの被害に遭わないように、次の点にご注意ください。

- 税務課職員が皆さんに電話で問い合わせするのは、提出していただいた申告書類の内容を本人に確認する場合などです。情報の使用内容を説明しないまま質問したり、電話番号非通知や携帯電話でかかってくるものは不審電話の可能性がありますのでご注意ください。
- 税務課の職員が電話をする際は、必ず所属と氏名をお伝えしています。



※実在する職員の名をかたるケースもあります。少しでも不審な点があった場合は、一旦電話を切り、市役所にお問い合わせください。

◎平成27年度の主な改正点

住宅借入金等特別控除の延長・拡充

住宅借入金等特別控除が適用される居住開始年月日が、平成31年6月30日居住開始まで延長されます。また、平成26年4月から平成31年6月までに居住を開始した場合の控除限度額が拡充されました。

	居住開始年月日	個人住民税の控除限度額
現 行	平成 25 年 12 月 31 日まで	所得税の課税総所得金額等 × 5% (控除限度額 97,500 円)
延 長	平成 26 年 1 月 1 日～3 月 31 日	所得税の課税総所得金額等 × 7% (控除限度額 136,500 円)
拡 充	平成 26 年 4 月 1 日～31 年 6 月 30 日	

※平成26年4月1日～31年6月30日居住開始の控除限度額は、消費税が8%の場合の金額です。

上場株式等の配当及び譲渡所得等に対する軽減税率の廃止

上場株式等の配当及び譲渡所得等に対する軽減税率(市民税1.8%、県民税1.2%)の特例措置は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以降は、本来の税率5%(市民税3%、県民税2%)が適用されます。

—上場株式等の配当等に係る税率—

	平成22年度～26年度	平成27年度以降
申告分離課税	3%(市民税1.8%、県民税1.2%)	5%(市民税3%、県民税2%)
総合課税	10%(市民税6%、県民税4%)	

—上場株式等の譲渡所得等に係る税率—

	平成22年度～26年度	平成27年度以降
申告分離課税	3%(市民税1.8%、県民税1.2%)	5%(市民税3%、県民税2%)